

川崎市立川崎病院教育研究委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院教育研究委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 病院に勤務する職員及び地域の医療従事者の教育、研修等に係る諸問題について審議、検討を行い、もって職員等の知識、技能の向上を図ること等を目的として、委員会を設置する。

(所掌事務等)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 病院職員及び地域の医療従事者の教育、研究、研修等についての総合調整、方針等の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げる研修等の評価に関すること。
- (3) 部会等の連絡調整に関すること。
- (4) 他の委員会との連絡調整に関すること。

(組織等)

第4条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 副院長・看護部長
- (2) 事務局長
- (3) 教育指導部長
- (4) 診療科部長、薬剤部長及び検査科部長のうちから病院長が必要と認める職員。
- (5) 庶務課長
- (6) その他病院長が必要と認める職員

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には教育指導部長を、副委員長には事務局長及び病院長が必要と認める職員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(部会等)

第5条 委員会の事務を専門的に処理するため、委員会に次の委員会及び部会(以下「部会等」という。)を設置する。

- (1) 研修管理委員会
- (2) 教育部会
- (3) 研究部会
- (4) 図書部会
- (5) 年報編集部会

- 2 部会等の長は、委員会の構成員のなかから委員長が病院長と協議のうえ指名する。
- 3 部会等の構成員は、委員長と当該部会等の長が協議のうえ、任命するものとする。
- 4 部会等の運営について必要な事項は別途定めるものとする。

(委員の任期)

第6条 委員会及び部会等の委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1日から施行する。